

令和3年第1回与論町議会臨時会

会 議 録

令和3年2月5日

与 論 町 議 会

令和3年第1回与論町議会臨時会会議録

令和3年2月5日（金曜日）午後3時07分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 与論町防災行政情報伝達システム整備工事(第2期)に係る建設
工事請負変更契約の締結について

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君

2番 原 栄 徳 君

3番 林 敏 治 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 福 地 元一郎 君

7番 大 田 英 勝 君

8番 野 口 靖 夫 君

9番 沖 野 一 雄 君

10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（4人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

総務企画課長 沖 島 範 幸 君

会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午後3時07分

○
○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和3年第1回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番、南有隆君、5番、喜山康三君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

○
**日程第3 議案第1号 与論町防災行政情報伝達システム整備工事(第2期)に係る建設
工事請負変更契約の締結について**

○議長（高田豊繁君） 日程第3、議案第1号、与論町防災行政情報伝達システム整備工
事(第2期)に係る建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（山 元宗君） 議案第1号、与論町防災行政情報伝達システム整備工事(第2期)
に係る建設工事請負変更契約の締結について提案理由を申し上げます。
与論町防災行政情報伝達システム整備工事(第2期)について、工事請負者 日本無線
株式会社 鹿児島営業所 所長 福澤 輝明と建設工事請負変更契約を締結したいので、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年4月1
8日条例第18号)第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。
御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたし
ます。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 事業についての質問ではなくて、各家庭に設置している戸別受信
機が前のものよりちょっと聞き取りづらいようなことが起きる現象がよく起きている
ようなことを聞いていますけど、電波の種類によるものではないかと思いますが、戸
別受信機を設置した後の少し不具合があったときの設置やり直しについてはどのよう
な対応をしていますか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○**総務企画課長（沖島範幸君）** お答えいたします。新しい戸別受信機につきましては、旧戸別受信機がアナログ波に基づくものですが、今回はデジタル波ということで変更になっております。アナログの場合は、少し不感地帯が結構あったわけですが今回中継局を変更しまして朝戸の辻宮中継局に新たに設置して中継をしているところですが、今随時設置を進めているところであります。3月1日に旧無線から新しい防災無線への切りかえということで、業者さんのほうで全てテストしまして、そういった障害があるところとか、その辺はチェックをしていきたいと考えております。以上です。

○**議長（高田豊繁君）** 9番、沖野一雄君。

○**9番（沖野一雄君）** 基本的なところを確認したいと思います。この繰越事業で防災無線の親局、支局、戸別受信機、テレメーター等が整備されるわけですが、今回整備されることによって、おおむねでよろしいのですが耐用年数といったものはどうなりますか。何年くらいもつのですか。

○**議長（高田豊繁君）** 沖島総務企画課長。

○**総務企画課長（沖島範幸君）** お答えいたします。今回、従来の無線の耐用年数が10年ということでありまして、とくに鋼管柱が腐食しているということで更新に至ったわけですが、環境腐食ということで塩害対策もやったり、トランペットのほうも塩害対策仕様ということでやっておりますので補助制度としては一概に10年になるかと思っておりますけれども、できるだけ長く利用できるように対策を取っているところでございます。以上です。

○**議長（高田豊繁君）** 9番、沖野一雄君。

○**9番（沖野一雄君）** 参考のためにお聞きしたわけですが、ちょっと気になっていることは、今回の議案からは少し外れるかもしれませんが、変更理由というところの中にありますように広域組合の消防本部と与論分遣所とをつなぐ機器においていろいろ不備というか不便が生じているということに関連してちょっと確認をしたいのですが、これまでも119番を受け付けたときに、本部から与論の消防団あたりに迅速に火事の場合とかを伝達する上でいくつかの課題があったかと思うのです。正確性とかですね、迅速性も含めてですが、正確性、迅速性という情報を消防団員の皆さんに提供していち早く消防団員の持つ消防車を現場に急行させるという点で不備も少しあったかと思うのですが、そのあたりは課題が解決されているのでしょうか、まだ途中であればそういった今後の状況とか、将来分遣所というのが広域のほうから少し、いや広域化から独立しなければいけないという事態も想定されるわけですがそのあたりの考え方も含めてお答えいただければと思います。

○**議長（高田豊繁君）** 沖島総務企画課長。

○**総務企画課長（沖島範幸君）** 今回の防災無線の整備においては新しくそういった消防団への通知が改善されるという点にはならないのかなと考えます。現在はメール配信で役場の消防担当から各消防団には一斉にメールでおこなっております。今回のこちらに書いてある沖永良部消防とのからみについては与論分遣所から火災の放送とかをする遠隔制御装置というのがあるのですが、そちらが沖永良部のNEC仕様となっている関係で今回、与論分遣所のほうに新たにJRC、日本無線のほうの機器を入

れかえるということでございます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） あと1点だけ、今のことに関連して10年はもつということなのですが、ちょっと町長に確認をしたいのですが、広域に与論町が今、知名町、和泊町と一緒にやっているわけですが、今後の計画については広域のメンバーとしていつまでされるつもりなのか、ずっとこのまま見直しをする必要がないとお考えなのか、この際ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） その件については今のところ、いつまでにどうしようということはお考えておりませんが、今後3町のいろいろななかからみにおいて与論町も独立しなければならないというふうなことも起こりうるのではないかなんかという事は考えております。そのときに、きちんと対応できるように心づもりはしていかなければならないのではないかなんかと思っております。向こうの言われることをずっと守るということでもないんじゃないかなんか。町民のためになるように考えていかなければならないということはお考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ありがとうございます。重要なお答弁をいただきました。まさにそのとおりですね、もちろん様子見も大事ですけども後手に回らないようにですね、是非、町民のためにというところを基本にさせていただいて、先手でしっかり行動していただきたいと要請して質問を終わりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、与論町防災行政情報伝達システム整備工事(第2期)に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、与論町防災行政情報伝達システム整備工事(第2期)に係る建設工事請負変更契約の締結については可決されました。

○

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
令和3年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午後3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 南 有隆

与論町議会議員 喜山康三